

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第4回）

2008年4月7日（月）

（13:30～16:30）

如水会館スターホール

【司会】

それでは、そろそろ時間になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドラインの改訂に関する第4回コンサルテーション会合を開催させていただきます。

前回に引き続きまして、本日、司会進行を務めさせていただきます国際協力銀行・鶴木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまでも会議の冒頭をお願いしてまいりまして、同じことですが、改めまして私から何点か皆様に本日の会議に当たりまして、お願い、あるいはご連絡させていただければと思います。

本日、まず時間でございますけれども、16時半までということで、ほぼ3時間を予定させていただいております。前回同様、途中で15分程度の休憩を挟みたいと考えております。それから、議事録につきましてでございますが、逐語の議事録を公開する予定ということでございます。これも従来と変わりございません。ご発言をなさる際には、冒頭にご所属、お名前をおっしゃっていただければと思います。何度かご発言をされる方がいらっしゃると思いますが、お手数ではございますが、そのたびごとにお願ひできればと思います。もし議事録上で匿名をご希望になる方、あるいはこの会議中、そもそも匿名をご希望をされる方につきましては、ご発言の冒頭にその旨をおっしゃっていただければと思います。それから、これもいつもお願いしていることですが、なるべく多くの方の率直なご意見をお伺ひできればと思いますので、皆様方のご発言、極力簡潔にお願ひできればと考えております。特に、本日、私どもの施設ではございませんで、会場を借りているということもございますので、後ろ、時間が切られているという状況もございますので、従来にも増してよろしくご協力いただければと考えております。それから、本日の会合、従来と同様、環境ガイドライン改訂の検討のための会合という趣旨でございますので、個別案件に関しますご質問につきましては、申しわけございませんが、お控えいただければと思います。

冒頭に当たりまして、私からのご連絡及びお願ひは以上でございます。

それでは、本日の会議の流れと申しますか、進め方につきまして、国際協力銀行の藤平参事役からご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【国際協力銀行 藤平】

国際協力銀行の藤平でございます。本日もお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

私もこれまで3回の会合の天候は余り気にしたことはないのですが、きょうもどうも天気は余りよろしくないみたいで、天気はちょっとどんよりした感じかもしれませんが、会議はできるだけすっきりとした形で行っていただければと考えております。ひとえに事務局たる私ども、NEXIさんの努力ということになるのだらうと思っておりますけれども、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、司会からもございましたとおり、きょうは会場を借りている関係で、おしりが今までよりは完全に切られているということがありまして、最終的なおしりの時間は司会にゆだねるところでございますけれども、私も含め、簡潔な発言に努力していきたいと思っておりますが、皆様方もご協力お願ひします。

きょうの段取りでございますけれども、ポイントは例のかねてからお配りしております論点整理の表に中身を込めていくということになるわけでございますが、本格的な議論は、これもかねてから申し上げているところでございますが、今回ではなくて、次回以降ということになります。

今回に当たりましては、新たな論点をご提示いただいている方々もいらっしゃいます。プレゼンテーションのご希望もございましたものですから、プレゼンテーションをいただく。その内容につきまして、いいとか悪いという話の議論ではなくて、あくまでもクラリフィケーションの目的のための質疑応答ということで進めさせていただきたいと思っております。

その上で、まずプレゼンテーション。順番は地球・人間環境フォーラムさん、メコン・ウオッチさん、FoE Japanさん、ヒューマンライツさん、勝手ながらこの皆様方のグループといたしますが、一くくりにさせていただきますが、別にNGO連合さんというつもりはないのですが、今申し上げたNGOの方々から、皆様方多かれ少なかれプレゼンテーションとかご発言ということがあると聞いておりますので、まとめて今申し上げた方々のプレゼンテーションに約10分という格好でお願いして、その後、クラリフィケーションの質問があれば、その質疑応答。これが1番目。

2番目、今回初めてお越しになりました方でWWFの安田様がいらしています。WWFさんからも今回提言をいただいております、またプレゼンテーションもご用意されているというこ

とでございます。したがいまして、こちらもほぼ同様の感じでプレゼンテーションいただき、その後、クラリフィケーションを主体とした質疑応答。プレゼンテーションの最後に、私ども JBIC/NEXI から、もちろん論点整理に絡めてということではございますが、私どもがこれまで論点整理の紙の中に、もちろん論点も挙げておりますし、それから検討のポイント、さらにはコメントということいろいろ書いてございますが、その思想に当たるもの。いってみれば、このガイドライン改訂の議論に臨む私どもの姿勢に当たるものにつきまして、まず私からご説明したいと思っております。もちろんそれに関しまして、何か質疑ということがあれば、そこでということです。その後、そこで休憩を挟むのかどうかというのはあるかと思えます。そこは司会にゆだねるところでございますけれども、さらに時間があるようであれば、その先、検討のポイント、あるいは検討のポイントへのコメントに関してご質問なり、場合によってはご説明なりというような感じで議論を進めてまいりたいと思えます。

繰り返し申し上げますけれども、本日の段階で本格議論にはまだ至らないと思えますが、時間の空きぐあいに応じてということで、検討のポイント、さらにはコメント、その質疑、場合によってはご意見を伺うといったところまで流れによってはお伺いするということだと思いますけれども、次回の会合のいわば予備的なものとして時間の許す限り議論をさせていただければと考えております。

いずれにしても、プレゼンテーションから始めるということにさせていただければと思えます。特に何かご異議等がなければ、これで進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。ただいまJBIC・藤平さんから本日の会議の進め方につきましてご提案といたしますか、ご説明がございましたけれども、皆さん、こういう形で進めていくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、今の藤平さんの説明に従いまして進めさせていただければと思えます。

それでは、きょうはまずプレゼンテーションをやっていただくということでございますが、まず第1番目のプレゼンテーションということで、最初は地球・人間環境フォーラム

さんからということですが、お願いできますでしょうか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

実は、きょうプレゼンテーションの時間をいただけるということを知らなくて、何の準備もしてこなかったのですが、実は私、前回追加論点を提出させていただいておまして、それをリマインドさせていただく程度に短くご説明したいと思います。

皆さんのお手元にはないと思うのですが、JBIC/NEXIさんがおつくりになった新論点表、束ねた書類の幾つ目でしょうか、「ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)」という、きょうの日付のA4横長の15番から17番が、私が前回提出させていただいた新論点になっております。リマインドということで、再度繰り返させていただきますが、15番、原材料の調達を通じた環境社会影響の配慮について盛り込むべきである。これはちょっと意味が通じづらかったかもしれないのですが、例えば合板工場ですとか、パルプ生産工場、バイオ燃料プラントなどに融資するといったしますと、えてして施設の建設に当たっての環境社会影響評価はされるのですが、その施設で必要になる原材料、例えば木材関連ですとか、バイオ燃料の原料の調達に当たって非常に大きな問題が生じがちだといった問題から提起させていただきました。例えば破壊的な林業ですとか、単一造林、プランテーションの拡大による生態系破壊、あるいは地元の伝統的な資源利用とのあつれきが現に生じている事例がございますので、プラント建設に当たっての原材料の配慮ということ審査すべきだという提案です。

もう1つ、次の16番、林産業部門に関しては、森林認証の取得を奨励、要求するような規定を検討することが必要であるということをご提案させていただいております。

森林認証については、皆さんもよくご存知なので、ここでは繰り返しません。既にWFさんなども推奨されているFSCを始めた多くの認証制度が国際的に確立されておりまして、現に例えば世銀のセーフガードポリシーですとか、HSBCさん、多くの融資機関で森林認証の推奨といたしますが、よりきつくは森林認証をとって林産部門にしか融資しないといっているところもありまして、あるいは森林認証をとっていなければタイムバウンダリーな計画が必要であるとまでいっているところがありますので、JBICさんも、今、森林の資源が非常に厳しい状況に置かれておりますので、そういったこともぜひ検討すべきであるという提案です。

次の17番の保護価値の高い森林、生態系の転換を行うべきではない。保護価値の高い森

林、HCVFといわれていますが、これも国際的に非常に確立された概念になっておりまして、1つの定義があるわけです。例えばIFCなどは重要な生息地、プリティカルハビタットというものを定義して、そこに負の影響を与えるような融資は実施しないということをパフォーマンススタンダードに書いておりますし、HSBCも原生熱帯湿潤林、保護価値の高い森林などについてはアドバイザー業務も含めて融資を行わないことをいっています。このようなことをぜひ検討していただきたいと考えております。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。先ほどご提案のとおり、まず4つの団体の方からプレゼンをいただきまして、その後、ご質問、あるいはクラリフィケーション等をさせていただければと思います。

続きまして、メコン・ウオッチの方からお願いできますでしょうか。

【メコン・ウオッチ 福田さん】

私もきょうはプレゼンテーションをやるということを予定していなかったもので、簡単に資料の説明だけさせていただければと思います。本配られている資料のうち2枚目になりますが、メコン川の魚のレターヘッドが入ったメコン・ウオッチの資料が新論点の追加についての資料です。

私どもからは2点ほど新たな論点というのを提案させていただいております。

1点は、追加設備投資を伴わない権益取得におけるカテゴリ分類というタイトルになっております。現行ガイドラインにおいては、追加設備投資を伴わない権益取得というのは原則としてカテゴリCである。ただし、影響を及ぼしやすい特性、あるいは地域に該当するものは除くという形でガイドラインが規定されております。しかし、実際に追加的設備投資を伴わない場合においても、大きな環境影響を与える可能性のある事業というのは存在するわけでありまして、このような場合において、本当にカテゴリCになっていいのか。特に、影響しやすいセクターが、そこからなぜ除外されているのか、私たちとしてはわからないということがあります。

実際に、これをこのまま読みますと、例えば日本の厳しいガイドラインが適用されない、そういった国の企業さんがまず事業は権益を取得してすべてやってしまう。後から日本企

業さんが入って何十%の権益を取得する。そういった形でガイドラインの抜け穴になってしまう可能性もあるのではないかと考えております。ということで、この点については権益取得の場合においても、通常と同じようにカテゴリー分類をすべきではないかという点を提起させていただいております。

2点目は、異議申し立ての受け付け期間です。これは前回、この異議申し立て手続を実際にコンサルテーションの場で議論させていただいたときに、非常に大きな議論になった点です。実際には異議申し立ての手続要項上は、あくまで融資契約の締結後からでなければ影響を受ける住民の方というのは異議申し立ての手続を使えないという規定になっております。本当にこれでいいのかということについて、改めてこの場で議論させていただければと思っているところです。

特に、融資契約が締結されてしまうと、その後、実際にJBICさんが行う融資をするのかしないのかという意思決定に対して、影響を受ける住民の方からJBICさんに対して何か物をいうということではできなくなってしまうわけですから、その前の段階で、実際にこの事業はこのままいくとガイドラインに合致しないのではないかという点について、異議申し立てを可能にすべきではないかと私どもは考えております。

私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、FoE Japanさんからお願いできますでしょうか。

【 FoE Japan 清水さん】

FoE Japanからも2点ほど追加の論点を提出させていただきました。今回の配付資料の一番上にあつた資料になります。主に2点あるのですが、まず1点目のガイドラインの見直しについてです。この提案は主に2つありまして、1つ目は、JBIC/NEXIさんが1年ごとにガイドラインの実施状況について確認して、それに基づいてステークホルダーとの意見交換を開催してはどうかというご提案です。これは現在、3ヵ月に1回、JBIC-NGO定期協議会ということで、NGOとJBICの間では実施に関しての対話があつたわけですが、ここには産業界の方は入っていませんでしたし、今後、組織移行に伴って、そのようなことを設けてはどうか。

2点目は、現在のJBICさんのガイドラインですと、ステークホルダーからの意見を聞くことと透明性の確保について、改訂のところにはそれがかかっているのですけれども、包括的な検討のところには、この2点が確保されていないということで、その両方にかけるべきである。

次に、生態系の保全についてですけれども、現在、生物多様性ということが気候変動の問題と同じくらい非常に注目されていますし、趣旨に書いてありますけれども、日本政府もあちこちでその重要性を確認しているところであります。一方、現在のJBICのガイドラインでは、その自然保護について、指定地区などについては記述があるのですけれども、果たして指定地区ではないところで、生物の多様性というものがあつたときにどうするかについての記述がありませんので、その点、第2部に加えるべきであるという点です。

この他機関の事例ですけれども、OPIC、ECGDなどでも記述がありまして、JBIC/NEXIでも、これについて記載をお願いしたいというところです。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、ヒューマンライツ・ナウさんからお願いできますでしょうか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

NGO連合で、席が離れているけれども、別に仲が悪いわけではありませんので。私どもヒューマンライツ・ナウというのは国際人権 NGOですので、人権面から日々活動している中で、事業との関係で何か考えられることということで3点問題提起をさせていただきます。

ちょっと字が小さくなってしまったのですけれども、列が4つある表にまとめてあります。3点ありまして、1つは地域社会、コミュニティーや労働者への保安ということ。もう1つは紛争地での事業のこと。3点目が汚職の問題。この3点ですが、まず最初、1点目のコミュニティーの安全ということ、ここで問題にしているのは、例えば事業サイトにおいて、武装した警備を利用する場合というのが事業の中であると思うのですけれども、特に地域において反対運動があつたりするような場合に、過剰な武器使用があるとか、住民に対していろいろな聞き取りなどをしたりとか、拘束をする場合があつて、人権侵害の

大きな問題になっているということがあり、少なくとも事業者が雇用している民間の警備などの場合には、会社がある程度コントロールできるだろうということがあつたという問題。あとは相手国の軍、警察の協力を得る場合というのはなかなか難しいのですが、それでも一応、事業サイトの中とかは、やはり事業主と協議してやるはずなので、その点で何らかの働きかけができないかというのが問題意識としてあります。

検討ポイントとか、検討ポイントに対するコメントというのも一応案として挙げてみましたけれども、論点の説明ということなので、これでとどめさせていただきます。

2番目については、紛争地における事業ということですが、これはさきに述べたみたいに、事業サイトにおける武装警備などの問題は人権侵害の大きな問題になっているわけですね。やはり地域の状況からいって警備は必要だという議論がどうしても出てくるといふ問題がありまして、そもそも武装した警備がなければ守れないような事業地、深刻な利害対立がそこにあると思うのです。どっちの主張がいいとか悪いという問題は置いておいて、少なくとも深刻に利害が対立している。そのような中で、一方の側に立って事業をやつて、仮にその事業が大きな収益を生み出すような場合だと、その収益から武器を買うとか、そういう施設自体の奪い合いになるということなので、紛争が激化する場合があります。紛争に与える影響に配慮して事業を行うべきだということ。

3点目の汚職なのですが、汚職といつてもいろいろなものがあつて、なかなか広いのですが、ここでは一応外国公務員とか、外国の公社みたいなところに対する汚職だけにちょっと限つてみたのです。汚職が人権、特に社会権の実施に当たつて大きな障害になっているというのは国連の人権小委員会の特別報告書などもいっていることで、ちょっと考えればわかりそうなことなのですが、意思決定プロセスがゆがめられるとか、行政の効率性が害されるということがあつて問題があると。そこで、事業との関係なのですが、ある程度大きなお金が動く事業ですから、汚職に与える影響も大きいだろうと。実際問題として、日本の不正競争防止法があるものから、その関係で幾つか問題になっている事業があつたり、援助事業ではありますけれども、ODAの関係でも問題になつたりすることがありまして、別に架空のテーマを設定しているというわけでもないのだから、これに対する取り組みが必要だろうということなので挙げさせていただきました。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。これで4つの団体の方から、一部前回は既に挙げられていた論点もございましたけれども、それに加えて、新たに論点として挙げるべきではないかというようなご提案も含めてご説明をいただいたということでございます。今、プレゼンテーションがございました点に関しまして、皆様方のご質問、あるいはクラリフィケーションなどございましたら、この場でお願いできればと思いますが、どなたか何かございますでしょうか。どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

FoE Japanの方のガイドラインの見直しについてのところで1点、ちょっと確認したいのですが、ここでステークホルダーという言葉でいっておりますけれども、このステークホルダーには国際 NGOというのは含まれるのでしょうか。私の理解では IFCとか、そういう国際的な基準では、現地 NGOというのはその中に入っておりますけれども、国際 NGOは入っていなかったと思うのです。もちろんこれはJBICとかNEXIさんの話ですから、当然日本の NGOとしての立場で発言されるのは結構だと思いますけれども、国際 NGOというのは、ここに入ってくるかどうか。そこをちょっと確認したいと思います。お願いします。

【司会】

ただいまのご確認、ご質問は「ガイドラインの見直しについて」という FoEさんの紙の上のほうの四角の中のということでございますね。ステークホルダーの定義といいますが、国際 NGOについてということですが、お答えいただけますでしょうか。

【FoE Japan 清水さん】

ここで提案させていただいているのは、現在のJBIC-NGO定期協議会の延長線で申しております、見直しとは関係なく提案させていただいておりますので、必ずしもここで提案させていただいていることとして影響住民の方であるとか、海外の NGOの方を含めなくては行けないという趣旨ではありません。

【司会】

どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

わかりました。ということは、日本の NGOとして発言される。そういった意味での、要するに協議の提案ということですね。わかりました。

【 FoE Japan 清水さん】

日本の NGOというか、私たちは国際環境 NGO、 FoE Japanですけれども、いつも日本の NGOとして発言しております。

【司会】

では、福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私が出した論点ではないので、私が答えるのは変なのですが、質問の意図というのがよくわからなかったのですけれども、例えばここにいらしている FoE Japanさんなり、 WWFさんというのは、国際 NGOであって、日本の支部があったりということもあるでしょうし、あるいは途上国の実際に影響住民を支援しているような NGOというのもあるとは思いますが、こういった意図でそこについてご質問なさっているのかということを教えていただければ多分答えやすいかなと思ったのです。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

済みません。実は今までの議論をみていまして、国際 NGOの立場のお話はあるのですが、日本の NGOの立場からの、例えばJBICさんとか、NEXIさんの、こういったガイドラインをどのようによくしていくかという、日本人としての立場の発言が少なかったという意味で、ちょっと確認させていただきたかったのです。

以上です。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

国際 NGOかどうかということと、日本人としての立場で発言しているかということは余りかみ合わない議論でありまして、私はメコン・ウォッチという東京に事務所を置く NGOの職員であり、日本人ですが、私はこういう提案をさせていただいていると。これは私の

実際の個人的な経験なり、職務の経験に基づいた提案をさせていただいているだけで、これが日本人としていっているとか、国際 NGOとしていっているということが私にとって何か区別があるものではないので、私はご指摘の趣旨がいまいちよくわからないというのが正直なところであります。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

クラリフィケーションとして申し上げたのであって、国際 NGOが入るのですか、入らないのですかということを、私は FoE Japanの方にお話を聞いているのです。

【FoE Japan 清水さん】

このステークホルダーの定義に私たちが想定しているのは国際環境 NGOも入ります。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

入るのか。わかりました。

【司会】

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今の議論そのものへの意見ではないのですけれども、FoE Japanの清水さんからのご説明の中で、今いっているステークホルダーの定義は、JBIC様と選ばれている NGO様の定期協議会の延長線であるという考えの中で、ほかの説明の仕方だと産業界の方に入っていたきたい、あるいは国際 NGOが入るといのご説明もあるのですけれども、ここでいっているステークホルダーというのは、何の定義の中でのステークホルダーなのかをご説明ください。

【司会】

FoEさん、お願いします。

【 FoE Japan 清水さん】

現在のJBIC-NGO定期協議会では、JBIC-NGOというように名がついていますからという理由で、あくまでもJBICと NGOの定期協議会、対話の場であるわけです。でも、ここで提案させていただいているのは、もっと幅広い意味でして、何もここで例えばステークホルダーで NGOといったときに、 NGOが限定されなければいけないとは考えておりませんで、特にここではステークホルダーということ限定する必要はなく、この問題というか、 이슈に関心のある方が参加すればいいのではないかという趣旨で提案いたしました。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

わかりました。ただ今後、議論させていただく中で、これはJBICさんが開かれている会合ですけれども、定期協議会は JBIC/NEXIで、ここで開いている中でステークホルダー様という言い方で使っているときには、基本的にまず意識するのは、政府系の機関であるJBIC様、あるいはNEXIとしての日本国におけるステークホルダーというものがあって、 NGOさんが特段その中の代表でもありませんし、かといって排除されるわけでもない。それは同様に、産業界様、官公庁様、また、ここに来ていらっしゃるそれぞれの皆様のステータス一つ一つがステークホルダーではないか。だれかを排除したり、だれかを固有のものにしていると。ですから、恐らくJBIC様から説明があるかもしれませんが、 NGO様との定期協議会は別にステークホルダーの協議ではないのだろうと。だから、そういう意味で、ステークホルダーの定義というのはそれなりに意味はあるのだと思うのです。特に最初に宮淵様がおっしゃられたようなステークホルダーとは何ぞやと。恐らく途中からお互い脱線みたいな感じがあったと思うのですけれども、ステークホルダーとは何なのか。特にこの提案におけるステークホルダーとは何で、どういう意図があるのかというのは、きょうはその場ではないと思うのですけれども、今後、検討ポイントなり議論の中で明らかにしていく中で実効性なり、必要性なりというのは考えていく上での重要なポイントではないかと感じる次第です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

国際環境 NGOさんがいわれました2点目の生態系の安全の中の件ですが、他機関の事例ということで、OPICはこういうことだということでご説明されています。こちらも勉強不足で申しわけないのですが、米輸銀だったらわかるのです。ある意味では ECAですけれども、OPICとここへ出してきた理由というのはどういうところにあるのでしょうか。

【司会】

FoEさん、お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

ここは他機関の事例ですので、他機関で同種の業務をしていれば、OPICであろうがEXIMであろうが、別に出してもいいのではないかという判断で、OPICもこの事例として挙げました。

【司会】

どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

単なる事例でしたら、いろいろなことはまた出てくると思うので、そうすると議論が拡散してしまうような気がするので、我々は ECAという1つの視点からみていたので、こういう議論だと何となくいろいろな、ではこういう例がある、こういう例があるということで、余り……どうなのかなという気がしたもので、ちょっと申し上げたのです。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。ECAではないかもしれませんが、JBICと同種の業務をしているということで事例として挙げました。

【司会】

ありがとうございました。ほかに何かご質問、クレンジケーション等ございますでしょうか。どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ヒューマンライツ・ナウの鈴木様のほうに2点確認だけなのですが、プレゼンの内容の2番目の紛争地の件と3番目の汚職の防止の件で、それぞれ1点ずつご質問します。

まず1点目の紛争地の説明なのですが、紛争地は具体的には国際的な定義とか、単一の定義はないかと思うのですが、私なりに思うところとしては、一般的には一国の中での紛争、国内紛争、内戦等を含む紛争と、2国間ないし多国間での紛争、つまり国際的な領土をめぐる紛争。1点目のほうは取り合いというか、いずれにしても帰属がはっきりしていない、あるいは帰属を奪い合っているような状態のものが2種類あるかと。それに加えて、先ほどのご説明ですと、武装警備をして何者かから守るためといった定義を紛争地の説明で持ち出すと、例えば特定されないだれかに対して警備をしている場合というのがあるのです。日本でもそうですけれども、例えば原子力発電所に警備が入っています。普通のプラントに警備が入っています。途上国などだと泥棒とか、そのたぐいのために警備が置いてある。こうなってくると、だれだかわからない。例えば米国で武装警備をしている場所があるけれども、それはだれなのかといたら、テロなのだと言っていると、だれを対象にしたものかわからない。一般的に米国は紛争状態にあるのかというと、そうだという人も思想的にいるかもしれませんが、一般的に米国は紛争地ではない。今いったような3つ、国内の何者かに対する警備をしている状態のもの。2点目として、国内上の内乱等による国内紛争。3点目に、2国間ないし多国間での国際紛争。これらはそれぞれご提案の中の紛争地に位置づけられるかどうかという点が1点目です。

2点目の汚職の防止のほうはちょっと私が聞き取れなただけなのですが、汚職に対する考え方で、社会権に起因して、国連の小委員会でという部分、もう一度ご説明いただければと。これは聞き取れなただけです。お願いします。

【司会】

それでは、ヒューマンライツ・ナウさん、お願いできますでしょうか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

1点目の紛争地の件は、確かに説明が下手で誤解を招いたと思うのですが、武装警備がどうこうという問題は紛争地の定義と関係なくて、この提案は何でいきなり紛争のことをいつてきたのだという問題になると思うので、要するに提案をした背景というか、考えの背景として述べたわけです。

確かに国際的に何が紛争地かという定義があるのかといわれると、ケース・バイ・ケースでなかなか難しい場合もあると思いますけれども、少なくとも今おっしゃられた国内紛争と国際紛争と両方をとらえて考えているということで、紛争地といって結構あいまいな表現にしたのは、例えば内戦がある国の中で、内戦と関係ないところでも、その国内では全部だめなのかというと、別にそこまでいっているつもりはないのです。ただ、逆にいうと、国の規模自体がそんなに小さくなくて、そこにある鉱山の収益が国の財政に物すごい影響を及ぼすということがあるとすると、紛争地というか、弾が飛んでいるところから離れていても、紛争にはかなり影響はあるだろうと思っています。なので、中身の定義についてはいろいろな議論があるかと思いますが、少なくとも武装警備の必要性云々というのと、紛争地の定義というのは余り関係がない話としてご理解ください。

2番目の汚職の関係は、これも考え方の背景として、要するに、人権団体で人権との関係でこれを出してきたというご説明のために申し上げたのですが、昔、国連に人権委員会というのがあったのです。コミッションはヒューマンライツのほうですけども、その下にサブコミッションという人権小委員会があったのです。人権の専門家が集まっているテーマについて議論をする委員会だったのですけれども、その中で汚職の人権に及ぼす影響というテーマを扱う特別報告者という人がいたのです。それで、幾つかアフリカの国に行って調査をされていたのですけれども、そういうことで、汚職が人権全般の享受に大きな妨げになっているという観点での議論が国際的にありますということをご紹介した次第です。

以上です。

【日本貿易保険 稲川】

どうもありがとうございました。ご説明の趣旨が大変よくわかりました。やはりそういう背景のところから入っていつてはいけないということを申しているのではなくて、逆にこうやって説明していただくことで会場の皆様もこの問題、周辺部分というとおかしいの

ですけれども、今やはり概念として広がっている中で、こういう部分というのもだんだんボーダレスというか、広がっている中で、こういう説明を聞くと、なるほどと頭がだんだん広がっていく思いがします。ありがとうございました。

1点だけ。紛争地の解釈の中で補足の説明なのですが、鈴木様のつくられた検討ポイントに対するコメントの4点目。4)「世銀は OP/BP7.60で紛争地域における事業について定めている」というところです。これは読んでいただくとわかるのですが、私自身、実際フィールドワークにも行きますので、紛争地のフィールドワークはできたら避けたいなというのは正直な思いでありつつも、世銀が定義しているのは実は何かというと、鈴木さんも多分ご承知だと思うのですが、2国間ないしは多国間で領土の帰属がはっきりしない場所。具体的な地名を申し上げると国際問題とかがありますから申さないわけですが、AさんとBさんの海の真ん中あたりに何かがあるのだけれども、それはどっちだと。おれが掘る、私が掘るとやっているところとか、複数の間で真ん中に鉱山があって、そもそも争っているという前に、ここはだれのものがわからない。だけれども、そこで事業をやるといった場合に、どういう形で帰属を　もちろん世銀は国際的な領土を確定する機関ではありませんが、そうした場所でやる場合に、そもそもそれはだれのどういう手順で審査をしたらいいのだというところを一応決めている中身であると。つまり紛争地の是非とか、紛争地でやってしまえばいいのだ、やってはいけないのだとか、こういう場合はこっちの国のものではないのだというのを決めるというものでは一応ないのだと。どちらかという、物すごく中立に、物すごく淡々と書いている。一体だれかが1人で、世銀の人が行って、そんなことを決められるのかと。何か怖い、生命的に、命がけだみたいなことを非常に淡々と書いてあるところだということ会場の方のためにも補足させていただきました。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

最初の国籍問題についてお尋ねになった方についてお尋ねしたいと思うのですが、私はK Yでありまして、空気が読めないで、念のためにはっきりお尋ねするわけですが、

ステークホルダーというのは、正式な訳では利害関係者となっております。あなたの質問したことは、国籍が1つ問題でありまして、それは NGOは国籍が必要なのかどうかという問題を提起したと思います。

もう1つは、JBICは日本の銀行だから これは空気の問題ですから。国籍不明のものに対してあえて時間を割く必要はないと。つまり、FoE Japanだとかなんとかというのは、国籍をはっきりしなかったら、こういう話し合いの当事者として排除するのがふさわしい、ないしはそういう気持ちがあると。ただ、ここでは空気としてわかっていただいて、それ以上のことははっきりしたくないという意味なのかどうかということをお尋ねしたいと思うのです。

【司会】

申しわけございません。今、どなたに対するご質問でございましょうか。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

NGOの国籍がどうかということを最初にお尋ねになった方と最初に申し上げましたけれども、そのように聞こえませんか。司会者に対して、私の質問が聞こえなかったのですか。

【司会】

申しわけございません。はっきりとどなたかというのがわからなかったものですから、確認のためにお伺いしたまででございますが。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

私の言い方が悪いということですね。

【司会】

いえ、済みません。そうは申し上げておりませんが、ご確認をさせていただいたのでございます。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

でも、皆さんにそのようにってほしいわけでしょう。

【司会】

はい？

【日本環境影響評価学会 風間さん】

そういうふうにとってほしいわけでしょう。

【司会】

いや、私はそういうことは何も申し上げておりませんが。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

空気の問題でしょう。

【司会】

どなたに対するご質問かというのをご確認くださいとしたと。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

最初に申し上げたのです。

【司会】

だから、ご確認くださいということでございます。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

国際 NGOは日本人かどうかということをお尋ねになった方です。

【司会】

では、よろしくお願いいたします。

【日本オイルエンジニアリング 宮淵さん】

国際的な IFCだとか、ワールドバンクの基準の中にステークホルダーという定義があります。その定義の中には地方自治体、それから現地 NGOという書き方をしています。これ

は間違いありません。ですから、そういった意味で、今回、JBICさんとNEXIさんの、この会議をするときのステークホルダーというのは、その定義からしても日本の NGOの方は入るということは私も間違いありません。

ただ、国際 NGOという立場で話をされるのか、それとも日本の NGOという立場で話をされるかということについて、そのあたりを聞きたかったので、どちらを意味されているかという、私はクラリフィケーションです。先ほどお話を聞きましたから、私はクリアです。

【司会】

どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

先ほどの方にお尋ねしますが、現地といったときには、環境をいじくる事業が行われる対象の国という意味ですか。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

そうです。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

そうすると日本は入りませんか。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

入りません。入りませんというか、要するに.....

【日本環境影響評価学会 風間さん】

それだけで結構です。ということは今のことを単純に短絡すれば、現地 NGOでないから FoE Japanその他は当事者ではない、排除すべきであるということだと思います。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

ちょっと済みません。もうちょっと補足させてください。JBICさんとNEXIさんのこの会議は、日本の NGOの方が参加しなければだめなのです。日本の NGOの方はステークホルダ

ーなのです。ですから、そういう意味で、全然関係ない別の国からちょっと来て、NGOの方がここで意見をいったり、ステークホルダーという会合に出てくるのですかということを確認したかった。それは入ってきますということなので、それはちょっと違うと思いますけれども、これは後でまた議論することです。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

現地とおっしゃいましたから。先ほどいいましたとおり現地というのは、事業が行われる対象の国という意味ですから、日本はここで工事が行われるわけではないですから。これは空気の問題ですから論争はいたしません。発言者の意図は日本のNGOは現地でないというように定義したとおっしゃったのですから、それで結構です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本オイルエンジニアリング 宮渕さん】

ここで議論したくはないのです。もう少しちゃんといろいろ調べればわかることであって、ただ日本のNGOの方は、JBICさんとかNEXIさんに対して、それなりのステークホルダーだと私は思っております。

ただ、国際基準で設定しているステークホルダーというのは現地のNGOです。ですから、例えば日本のNGOの方が現地を調べてきて、現地のNGOの方から意見を聴取してきて述べるということはできますけれども、具体的に現地のNGOでなければ、そのあたりはステークホルダーにはならない。意見をいうことはできます。ただしステークホルダーではありません。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。 それでは、今のところほかにございませんようですので、次のプレゼンテーションに進ませさせていただければと思います。

続きまして、WWFの方からお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【WWF Greater Mekong Programme 安田さん】

それでは、始めさせていただきます。今の議論にも関係するかもしれませんが、WWFは世界でのネットワーク NGOとして、私どもメコンプログラムはメコンの地域、カンボジア、タイ、ベトナム、ラオス、中国・雲南省での活動を行っております。日本にも WWFジャパンというネットワークの組織があります。そこは提携関係にあるということですが、今回のプレゼンテーションは、私どもメコンプログラムからのということをお願いいたします。

(パワーポイント)

本日のプレゼンテーションの概要を簡単にですが、まずなぜこんなところにメコンプログラムが出てきたかという背景、我々のコメントのアプローチ、最後にコメントの主なポイントに対する背景を説明させていただきます。

コメントのほうは配付資料の中に表でありまして、何番目かわからないのですが、日本語と英語が表記してあるものが私どものコメントとなります。また、本日違う色の紙で配付したプレゼンテーション及びこの概要のハンドアウトも出しております。

(パワーポイント)

簡単に WWFのアプローチのご説明ですが、世界の中で非常に重要な種を含む環境保全にとって重要な地域をエコリージョンと呼びまして、それを世界の中で約 200指定しております。この 200の地域を中心に環境保護活動を行っております。

(パワーポイント)

私どもメコン地域は今 6 カ国にまたがっておりますけれども、主に 3つのエコリージョンという生態系に重要なところがあります。

まず 1つ目は、アンナン山脈という、こちらの地図で右側の緑のところ。そしてメコン川の流域というのは青い線で囲ったところ。そして、メコン川下流域の乾燥林というのは黄色で示したところです。

(パワーポイント)

こちらのアンナン山脈ですけれども、まだ手つかずの森林が非常にたくさん残っておりまして、重要な貴重種なども発見されております。

(パワーポイント)

乾燥林ですけれども、こちらのほうも非常に重要な、特に乾燥林というとすぐに木を切りやすいのですが、こういったところもアジア象ですとか、こういった乾燥林特有のシカ

などいろいろあります。

(パワーポイント)

また、メコン川ですが、チベット地方に源を發して、6カ国をずっと流れて注いでいる川でして、4,500キロメートル以上ですけれども、こちらのほうにも珍しいメコンの川イルカですとか、体長が5~6メートルにまで達する大ナマス、そういった貴重種がいるほかに、開発途上国の貧困層から富裕層までいろいろな方々がこのメコン川からの魚をとって生活しているという、人間の生活にも非常に重要な生態系です。

(パワーポイント)

このメコン地域の中に、生態系に影響を与えている大きな要因としましては幾つかあるのですが、まずはメコン地域開発が進むことによるインフラ整備、特に道路開発などによる森林などの分断、また、ダム開発によるいろいろな生態系の変化。

(パワーポイント)

また、天然資源の採取、特に鉱物資源、また、木材資源の採取による環境汚染ですとか、森林破壊が問題になっております。

(パワーポイント)

また大規模プランテーションが今どんどん出てきておりまして、手つかずの森林を伐採した形でプランテーションをつくるというのが非常にふえておりまして、こちらも大きな問題となっております。

(パワーポイント)

こういったところで活動をしております。なぜこちらの日本のJBICさん、NEXIさんの環境ガイドラインのほうに私どもが意見を出したかといいますと、やはりこの地域は日本とのかかわりが非常に強い。こちらの図はODAの図ですけれども、半分ぐらいはこの地域へ日本から出ております。また、今、東西南北回路などの発展で、日本からの投資が非常に進むということで、やはりとても重要なこういったガイドラインを見直していらっしゃるところにぜひ私どもも意見をさせていただきたいと思ってご提案いたしました。

(パワーポイント)

私どものアプローチですけれども、いかにして環境と開発の調和を図るかということを探りたいという視点からコメントをしております。環境配慮の重要性というのは、皆さん、CSRの観点から非常に重要になってきていると思うのですけれども、環境とか、そういった社会というだけではなくて、企業にとってもリスクマネジメント、間違ったところ

に投資をしてしまって、資金的なダメージを受けないようにという観点からも非常に重要かと思われます。我々は活動のアプローチとしまして、批判をするよりか、どちらかというと、多様なステークホルダーを含めた協力及びコンセンサスづくりによる建設的な解決法の模索ということを主眼としておりまして、今回のコメントもこういった観点からご提案させていただいております。

(パワーポイント)

では、3番目に、お手元にあります提案したポイントの背景説明となります。私どものご提案は、細かく分かれていますけれども、グループ化というか、5つの分野に分かれます。まずSEA、戦略的環境アセスメントに関するコメント。次に、フレームワーク、ツール及びスタンダードづくりへの協力に関するご提案。また、業種別のスタンダードに関するコメント。そして相手国の環境基準に関するコメント。最後に、現場でのトレーニングなどの協力に関するご提案となっております。

提案の内容にはガイドラインそのものに反映しそうなものと、ガイドラインには必ずしも出なくても、その運用に当たって関係5機関の方に、何かそういったことを参考にしていただければという形で出させていただいております。

(パワーポイント)

まず初めに、SEAに関するコメントを出した背景となります。戦略的環境アセスメントというのは、最近だんだんと浸透し始めているのですけれども、一つ一つの案件ではなく、全体的なものをみた環境とか、いろいろなインパクトをみて、戦略的にいろいろな開発の計画を進めていこうというアプローチです。なぜこれが重要なのかということですが、それを例で説明したいのです。

最近の例なのですが、ベトナムの中部にありますクアンナム州というところで、こちらはその州の地図ですが、川が流れておりまして、そこに大小合わせて40以上のダム開発計画がありまして、それを最近ADBさんの支援のもとに、戦略的環境アセスメントというのを行いました。それだけたくさんダムをつくってしまって、本当にそれが全部うまくあいに機能するかとか、環境と調和させるにはどうしたらいいかということでした結果、水色の線のところの支流ですけれども、全部の支流ではなくて、一部の支流は手つかずに残しておきましょう、ダムはこっちのほうでつくりましょう、そのほうが効率的で環境にも優しいというような結論に今達しつつありまして、これを実際どうやってやるかという検討をしているわけです。

そうすると、水色のところで、ここは手つかずにしましようとなったところは、もう既に事業の許認可も進んでいる中で、これは州のほうがストップしたいという意向になりつつある状況でして、こういった状況が起きているということを考えますと、SEAというのは、これからどんどん普及していったときに、日本の企業さんは余りわからないといいますが、気づかないでこういうところに投資された場合に、またその2年先、3年先でリスクとして高くなってしまわないかという観点から、これもやはり重要なのではないかと提議させていただきます。

(パワーポイント)

2番目に我々のフレームワークやツール、スタンダードづくりへの協力の提議ということです。いろいろなツールが世界的にありますけれども、特にメコン地域では、今、私たちが取り組んでいる例としまして、持続可能な水力発電の環境基準づくりというのをやっております。こちらはメコン川委員会とアジア開発銀行及び WWFが主体になりまして、メコン川全域で100以上のダム開発計画があるのですけれども、同じような観点からこれを全部ゴーサインを出してしまっていて本当に効率的なのか。発電力という観点からも、環境という観点からも本当にそれがいいのかどうかということで疑問視されておりまして、それをみんなで協議して、どうやったら環境に関するスタンダードというものをつくっていかれるかを一緒に協議していきましょうというプロセスです。そういったところに、ご関係の皆様にもステークホルダーとしてといいますが、ぜひ参加していただけたらどうかというご提議です。

(パワーポイント)

3番目に業種別のスタンダードに関するコメントを出させていただきました。私ども世界的に活動している NGOですけれども、さまざまな分野での基準づくりもステークホルダーとしてかかわっております。

幾つか例がありますけれども、例えば漁業資源に関するスタンダード、鉱山開発に関するスタンダード、農業分野でのヤシ油、大豆、サトウキビや森林認証に関するスタンダードなど、現在あるもの、またできつつあるものなどがありますので、やはり業種別のことを考えるときに、そういった世界でもいろいろな人たちがかかわってつくっているものをぜひ参考にしていたけたらということで出させていただきました。

(パワーポイント)

また技術的な具体的なスタンダードとして、これは例で、今できつつあるものですが

ども、洪水と共存できる道路開発に関する基準を、メコンを例にしてという形なのですが、デルタ地帯でつくっております。

これは例えばなのですけれども、左上の地図がプノンペンからずっと国道1号線を今つくっているという状況があります。右上のほうの地図の赤とピンクの線は、洪水地帯の生態系は、洪水地帯を使って魚などが遡上しております。その遡上は必ずしも川の本流だけではなくて、周りの洪水の水を使って上っていく。先ほどメコンの魚が人々の生活にも非常に重要ということを申しましたが、道を真ん中で全部ふさいでしまう形で作りますと、それが分断されてしまう。また、右下の図にもありますが、洪水と共存するということを考えないで作りますと、道もまたすぐ壊れてしまうという例が結構ありまして、これを技術的にはどうしたらいいかというようなスタンダードづくりをメコン川委員会、UNESCO-IHE、Delft Cludterなどと一緒に行っておりますので、そういった基準などを、ぜひ今後参考にさせていただけたらと思っております。

また、山岳地や急斜面などにおける道路建設に関する基準も今後進める予定ですので、またそういったところでも議論に参加させていただければと思います。

(パワーポイント)

4番目に、相手国の環境基準に関するコメントを出させていただきました。現在、開発途上国で我々は活動しておりますが、実際、相手国の環境基準が低いという状況を目の当たりにしております。また、基準があっても、それが遵守されないという例、右側の写真は不法伐採で切られた木材が押収されて積んである状態です。左側はそれを実際に運んでいるところで取り締まっているという現場ですが、そういうことを知らないで、例えば日本企業さんがそこに投資をするなり、そういったものを使うということへのリスクもあります。そういったことをご提案させていただきました。

(パワーポイント)

最後に、現場でのトレーニングなどの協力に関するご提案ということですが、ガイドラインとして素晴らしいものができたとしても、本当の意味でガイドラインが機能するためには、現場のスタッフがそれをどれだけわかっているかということが非常に重要になってきて、私どもは現場での環境基準とか、日々活動しておりますので、わかっておりますし、またそういったほかの団体、NGOさんは世界じゅうにいろいろあると思うので、ガイドラインの適否に当たって、そういうところといろいろ協力していったらいいかでしょうかというご提案です。

(パワーポイント)

以上が大体背景説明になりました。また何かご質問などございましたら、この後か、また後ほどでも、私のほうにメールをいただければと思います。

どうもありがとうございました。

【司会】

安田さん、ありがとうございました。

それでは、ただいまの WWFさんからのプレゼンテーションに関しまして、ご質問、あるいはクラリフィケーションなどございましたらお願いできればと思います。どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

プレゼンテーション、どうもありがとうございました。幾つかの項目、プレゼンテーションの内容もそうでしたけれども、非常に目新しいことをごさいますて、個人的に興味、関心をもちながらプレゼンテーションを拝聴いたしました。ちょっとこの後 SEAについてご質問させていただければと思うのですけれども、それから最後の協力のお話とかがありまして、安田さんご自身も、今回いただいたご提言を環境ガイドラインの中に入れるべきものなのかどうか、すべてを入れるとか入れないとかというようなところも確かにあるとおっしゃっていました。確かに、個人的にこれは私どもでできる、あるいはやるべきと思えるような内容もあったかもしれないと思っています。いずれにしましても、本格的な議論は次回ということになるものですから、クラリフィケーションということで大きく2点あります。

1つ目は SEAに関してのものであります。SEAに関してのものも、さらに3つほどお聞きしたいと思います。

1つは、今のダム計画の例でとっていきたいと思うのですけれども、SEAの項目の1番目の質問なのですが、いってみれば SEAというものと包括的なダム計画、これはある意味、今の途上国の政府、あるいは実施を主体的にとりまとめてやっていく上位機関では、計画のようなものをもっていると思うのですが、SEAといわゆるダム計画というものはどこが違うのか。言葉を返してみれば、SEAはどんなものなのでしょうかと。戦略的環境影響評価という言葉はあるのですけれども、どういったものなのかということでもあります。

SEAの2つ目なのですけれども、プレゼンテーションの中でもたしかお話があったと思

うのですが、SEAという概念が今どれだけ世の中で普及しているものなのか、あるいは確立しているものなのか。それは日本なのか、欧米なのか、途上国なのか。どの辺においてどれだけ確立しているものなのかという質問であります。

3番目は、あくまでも現時点でということだと思っておりますけれども、SEAを主体的にやっていく主体としては、どういったところが想定されているのであろうか。政府なのか、政府の機関なのか、あるいは地方自治体なのか、はたまたプロジェクトを実施される主体なのか、あるいはゆめゆめないと思えますけれども、金融機関なのか。そういったところ、どこが想定されているのか。この3つであります。

それから大きなほうのもう一点ですけれども、かなり目新しい内容のプレゼンの中でも、さらに最も目新しい1つが、現場のメンバーとのコラボレーション、最後におっしゃったところであります。これはもしかすると、例えば私どものケースでいけば、JBICならJBICの駐在員事務所のメンバーの、それこそキャパシティービルディングといったことも入っておられるのか。そうではなくて、あくまでも私どものような機関であれば、私どもの事務所のメンバーと共同して現地の方々にテクニカルアシスタントみたいなことをやっていくということを想定されているのか。WWFさんとして今申し上げたいいずれかのケースにおいて、既にそういった協力をされた実例のようなものがあるのか。例えば極端な話、JBICのような機関の現地事務所のメンバーのそれこそトレーニングとか、そこと共同してどちらかの方々のトレーニングをされた実績があるのかどうかということ。これが大きな意味での2番目の質問でございます。

以上です。

【司会】

それでは、安田さん、お答えをお願いできますでしょうか。

【WWF Greater Mekong Programme 安田さん】

ご質問、どうもありがとうございました。まず1番目のSEAに関するご質問で、SEAとダム計画は何が違うのかということですが、ダム計画というのは、国とか、例えば国の電力会社みたいなところが主体となって、既にかなりつくられております。つくったときにはある程度、環境に配慮していると思っておりますけれども、総合的には余りみていないというのが現状です。

SEAの中には何が入ってくるかといいますと、その土地の環境の生態系を詳しくみていくところ、水の流れや何かをみていくところ。そして、そこで例えばどういったところに住民への影響があるか、また、経済効果は何があるか。あと実際、ダムは運用です。ダムで今、問題というか、たくさんダムをつくってもちゃんと管理をしないと、砂とかいろいろたまりまして、最大の発電量まで達しない状況で運用されているダムというのは結構たくさんあるのです。そういったものを本当にちゃんと活用したら、実はこんなにつくらなくても同じだけの発電量はできるのではないかとか、それだけではなくて、ベトナムの例ですと、たくさんつくったダムをどのように運用していくか。例えば水の放出とか、そういったことも、ある意味ダム同士が連携していかないと、こっちには水が来ないので予定どおり発電できないですとか、結構そういう問題が生じてくるということが考えられます。SEAはそういったものをいろいろ包括的にみまして、何が最適か、その辺は環境と開発の調和をどこで目指すかということを見るものです。

私は世界的に全部 SEAの件を知っていると、そういうわけではなくて、特に今、ベトナムのほうが詳しいのですけれども、ベトナムでは今回クワンナム州というところでやりましたが、今ベトナムの全土の水力発電分野への SEAというのも政府としてやっております。それはもう既に何年も前に電力発電計画、ダム計画はつくったのですけれども、それをもう一回、SEAをかけて見直しているというところなんです。そういった意味で、こういったところでは結構進んでいるのではないかと。逆に日本では今 SEAの議論がされつつあるという状況だと認識しておりますので、一部のそういった国のほうが、もしかしたら進んでいる場合もあります。

あと、主体はだれがということですが、これも特にまだ決まったものはないと思うのです。だれがやらなくてはいけないというような決まったものではないと思うのですが、例えばダム計画だったら、ダムの業界が結局一番関連するわけですが、その地域での経済発展のビジョンみたいなものと関連してくる部分があるので、例えば地方の政府機関ですとか、今回の場合は、お金はアジア開発銀行から出ているのですが、ベトナム政府とベトナム電力公社及びアジア開発銀行などが共同でやったものです。アジア開発銀行さんがそちらをやった1つの理由として、実はアジア開発銀行さんが融資をしているダムもそこに入っているのです。実際、SEAを独立したコンサルティングのところに行ってもらった結果、アジア開発銀行さん自身の融資されたダムも計画を、全部というよりはどのような設計にするかというところが少し変化というか、改善されるようなことを聞いて

ております。そういった現状が今 SEAということですよ。

あと2番目の現場でのコラボレーションに関するコメントですけれども、こちらのコメントの意図はおっしゃった2つ、実は両方入ると思います。JBICさんの現地オフィスでこういった環境審査にもし当たられる方がいらっしゃるのであれば、そういった方の現地でのキャパシティービルディング。また、例えば現地の環境基準が、遵守の状況が低い場合には、そういったことをするべき機関の方のキャパシティービルディングを、例えばJBICさんと一緒に共同などで行う。そういった両方の場合が想定されます。我々の実績といたしますのは、現地への例えば政府関係者ですとか、そういったところへの環境関係のトレーニングというのはほとんど日常的な業務の中、いろいろなプロジェクトの中にそういった要素が入ってきますので、そういったこともやっております。

以上で答えになりましたでしょうか。

【司会】

どうもありがとうございました。今のご回答はよろしゅうございますね。 どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

まず環境影響評価というのはEAですけれども、EAIは省略してありまして、Environmental Impact、環境影響と訳すわけですが、Impactをアセスする。Assessmentということですが、環境影響評価に現段階で2つある。1つは、個々の事業アセス。つまりこういう事業をしたいのだけれども、どうかというものに対して、もっと抽象的なというか、個々の計画以前の政策段階でのアセスメントに Strategicというのをつけて SEAというわけでありまして、したがって、環境影響評価の事業アセスの当事者は事業者であるのに対して、Sがつくと政策担当者とかなんとかというようなことになるわけでありまして、

それから具体的な例でありますけれども、日本におきましては、東京電力の発電所の設置について SEAをやろうとしたら、電事連がそれをつぶしてしまったということがある。しかし、環境アセスメントを一つ一つ個々の事業レベルでないレベルで政策的にやるという意味では、個々の例は知りませんが、アメリカでは既に行われてありまして、それが日本に輸入されて電事連の反対にあったということでありまして、

したがって、その当事者は、3番目の質問になりますけれども、事業アセスは事業

会社がやるわけだと。しかし、Strategicの場合には、それに対する国とか地方自治体とかの政策担当者が当事者であるはずであると。ただ、そのキャパシティービルディングが果たして今現在できているかどうかということにはわかりませんが、現地において、そういう問題にタッチしながら現地の自治体なり、政府なりのキャパシティーを上げていくように努力なすることが望ましいのではないかと。

ただし、お金が絡みますから、そこはお金との絡み合いでどうなるかということは現時点では何ともいえませんが、将来的には事業アセスは Strategic Environmental Impact Assessmentに包含される方向にあるというのが現時点での環境影響評価学会の正式見解だろうと思います。

これについて私は素人でありまして、そちらの部会の明治大学の柳先生という方が専門でございますから、私はそれを受け売りしただけでありまして、詳しくはそちらにお問い合わせいただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご質問、クレンジングなどございますでしょうか。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今、WWFさんのプレゼンテーション、大変興味深くさせていただきました。その中で、ちょっと離れた視点なのかもしれないですが、お伺いしたいのは、メコン地域と日本というグラフがございました。あれは日本が一番ドナーになっているということだったのですが、私自身がこの2月に東西回路、それから本件の辺、タイ、ラオスと調査があったもので行っているいろいろみなのですが、むしろ日本の今後の投資というよりは、中国の進出がすごく大きいと思うのです。今、なぜ中国を出したかという、NGOの皆さんがECAとか、いろいろな条件との比較においていろいろなことをおっしゃっているのですが、私が知っている限りにおいては、私自身は中国に駐在したことがありますから、何となく感じるのですが、メコンの地域のGMSにも雲南省は入っているのですが、はっきりいって国益のためには環境を破壊しても平気だと。しかも、こういう議論などの外にある人たちです。そういった観点から、今、中国の動きというのはどんな感じですか。今

やっておられる感じ。ちょっと関係ないかもしれないですけども、今後の議論において何か間接的に影響があるような気がしますので、ちょっとお伺いしたいのです。

【司会】

安田さん、お答えいただけますか。

【WWF Greater Mekong Programme 安田さん】

実際、中国の影響は大きいと思います。おっしゃるとおり環境基準を余り気にしないでいいですか、特に、操業している鉱山ですとか、あとはダムの方にも資金的に中国がかなり入ってきたりですとか、そういったことが非常に問題になっております。

我々も中国・雲南省でも活動をしておりますので、そういったことももちろん視野には入っておりますが、民間投資の中で中国が多いか、日本が多いかという比較をしておりませんので、その辺は私も何とも申し上げられないのですが、日本企業さんも入ってきているというのはもちろん事実だと思います。

【司会】

どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

実際に中国の援助なり投資なりが、このメコン川流域国でどのような影響を与え得るのか、これに対して何ができるのかというのは、相当重大な問題として、私たちの団体でも取り組んでいます。中国の援助や投資の実態というのは非常にわからない部分が多くて、例えばビルマについては、相当額が中国からの支援で成り立っていると思いますが、例えばラオスやカンボジアで、日本の援助量と比べて、中国の支援というのはどのぐらいのポジションになるのかといったことは、数字としてなかなか出てきませんので、数字的な比較というのはなかなか難しいというのが現状なのだろうと思っています。

ただ、私たちも実際に現場でいろいろな話を聞きますと、鉱山開発であり、植林であり、あるいはダム事業や道路事業で、中国の企業が投資をしていると。そこに例えば中国の輸銀がお金をつけているという話はたくさん聞いていますので、これをどうするかというのは1つの大きな問題だと思っています。

中国側もいろいろな働きかけを受けていますし、例えば中国の輸出入銀行というのは昨年、環境政策というのを一応つくって、数枚紙のものですが、これについて、こういう手続と基準に基づいてやっていきますというのを公表しています。あるいはJBICさんが、私の知る限りですが、円借款部門のほうで中国輸銀のコンセSSIONナルローンの部門に対して、環境社会配慮に関するトレーニングを実施するといった活動もされていますし、この問題というのは国際的にも大きな問題として少しずつ取り上げられていて、中国の中でも、こういった環境社会配慮をやらなければならないということについて、ゆっくりではありますが、進展し始めているところと理解しています。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。それではちょうど本日の会議時間の半分あたりにまいりましたので、ここで一たん休憩をとらせていただくということにさせていただければと思います。ただいま3時ちょうどでございますので、3時15分から改めて再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

【司会】

それでは、そろそろ時間となりましたので、議論を再開させていただければと思います。続いてのプレゼンテーションは、JBICの藤平さんからということでございましたので、お願いできますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

それでは、再び私からお話をしたいと思います。

このステージで私から申し上げたいことといたしましては、きょうのポイントであります論点整理、まだ紙自体もまとまったという段階にないので、まずは紙をまとめることというのが当面の課題になってくるわけですが、私どものほうも本日、さらにアップデートした形のを皆様方にお配りしております。これは、必要があればクラリフィケーションというようなことはあろうかと思っておりますけれども、今の私の段階では、そ

の中身についてお話をするということではございません。

私からは、これまで何度か論点整理の表の案というものがホームページにアップされたり、当日配付をしたりということをやってくる中で、一部、若干誤解を与えたのかなというようなところがあったりしたものですから、改めてこの論点整理表における私どもの思想、さらには論点整理表のとりまとめを踏まえた上で、もちろん本格的な議論というのは次回からあるわけですが、そもそもガイドラインの改訂の可否というものに関して、私どもJBIC、NEXIさんがどのような物事の発想でこれから取り組んでいこうとしているのか。それが、この論点整理表というものにどうあらわれているのかということについて、その大きな考えについて改めて私からお話をしたいと思っております。

本日、紙としてはお配りしていないので、ご記憶によってしまうところなのですが、前回会合の中で、私どもが論点整理をするに当たって、あるいは改訂の可否を議論するに当たって、見直しに関する5つの視点ということを申し上げました。

物そのものをもう一回読んでみますと、まず、OECDコモンアプローチの見直しの状況から来る必要性。

それから、他の ECAガイドラインとの比較衡量から生まれてくる改訂の必要性等 必要性というのは、いずれすべて改訂の必要性ということになりますけれども、これが2番目。

3番目は、その他環境に関する国際的趨勢からの必要性。

4番目が、実施状況確認からの必要性。

5番目が、その他環境審査をめぐる諸状況からの必要性。

5番目は、いわばバスケットクローズだろうと思っておりますけれども、この5つの視点ということを申し上げました。

この5つの視点そのものがどこに入るのかということ自体が、必ずしも本質的なところではないのですが、頭の整理として、こういう5つの視点があるのではないのでしょうかと申し上げました。

こういう5つの視点に関連して、私がきょう、ある意味、きちっとお話ししておかなければいけないと思うことは、大きく2点、あるいは3点でございます。

まず、その第1点目は、5つの視点との関係でいきますと、最初の2つ、コモンアプローチの見直し状況から来る必要性というのと、他の ECAガイドラインとの比較衡量から来る必要性ということになるわけですが、私どものほうで、今回もまたホームページ

にアップし、本日も席上配付という格好でアップデートいたしました論点整理表をごらんいただくと、この中に、ある検討のポイントとして、他の ECAの取り扱い状況いかんというたぐいのものがやたらと散りばめられているという印象をおもちになった方がいるかもしれません。

はっきりと申し上げておきます。コモンアプローチの見直しから来る必要性とか、他の ECAガイドラインとの比較衡量からの必要性とかありますけれども、例えば、他の ECAが、ある論点について一切そういうことをやっていない、取り上げていないということ。逆にいうと、他の ECAがやっているか、やっていないかということは、私どもが今後改訂していく、いかに当たっての判断材料の1つであります。ただし、これだけですべてが決まるというものではありません。いろいろな言い方があるのだとは思いますが、他の ECAがやっていないということだからといって、直ちに私どもは改訂しなくていいのですという結論はとりません。逆に申し上げれば、他の ECAがやっていなくても、私どもの中で必要だと判断すれば、今まで書いていなかったものであったら改訂する用意がありますと申し上げていることでもあります。

いずれにしても、大事なことは、他の ECAがやっている、やっていないということは、参考情報ということではなくて、判断材料の1つです。でも、1つです。ここは誤解のないようにしていただきたいと思っていますところでもあります。

2つ目、私どもの過去の議論の中でも、先進的な環境ガイドラインをつくっていくということを意欲としてありますよと。実際問題、現時点においても、私どもは、他の ECAとか、他の公的な与信機関との比較において先進的である、フロントランナーであるという自負をもっております。今後も、このスタンスを崩すつもりはありませんということを第1回か何かで申し上げていると思います。

一方で、私ども及びNEXIさんのよって立つところは、日本企業さんの海外ビジネスサポートであります。余りにもそれをいたずらに追求し過ぎると、それをゆがめると。あるいは、ビジネスが私どものせいで成り立ちませんと。そのようなことにもならないよう、気をつける必要があります。このバランスをとっていかなければならないということをやはり申し上げているかと思えます。そのスタンスに変更は一切ありません。私どもは引き続き、他の ECAとの関係において先進性、他の2国間の信用機関との間での先進性というものは当然考えていこうと思っているわけです。

いうまでもないことですがけれども、先進性ということは、新しもの好きとは違いますの

で、何でもかんでもやればよいということでもないというのは、私どもがいわなくても、万人がご理解いただけるところだと思っております。もちろん先進性というものは追求していこうと思っておりますけれども、それが実効性を伴うもの、皆様方がごらんになっても、どなたがごらんになっても、これは実効性があるというものであるのは当然の前提ですということを申し上げます。その上での先進性だと思っております。この点も2点目としてぜひはっきりと申し上げておきたいと思っております。

この2点が大きなところですが、先ほどの視点でいけば、その他環境に関する国際的趨勢からの必要性という3番目の視点に関係するということがいえると思います。

その次に、4番目の視点で、実施状況確認からの必要性をうたっております。これにつきましては、本日は議題にはまだ上がらないということになっておりますけれども、第3回のときに申し上げましたように、私どもから現地調査の情報も踏まえ、NGOの方々からいただいた追加の情報提供の要望に対して、私どももできるだけお答えする、事例を挙げるような格好でお答えしますということは既にお約束しているわけですので、これはしかるべきタイミングで私どもから追加の情報提供をいたしますので、その上で私ども等の間で議論をしていただいき、本当の意味で、そこから得られる改訂の必要性があるという課題が出てくれば、これはまさしく、この中の第4カテゴリーの実施状況確認からの必要性、そういったコンテキストで出てくる課題、あるいは改訂の論点ということになるのだらうと思っております。

こちらの第4の部分については、私どもからの追加の情報提供を申し上げることが当面の課題になっておりますので、現時点で実施状況確認から来る改訂の論点というものは、正直まだ出ておりませんが、まず私どもとしては、やるべきことをやるというつもりであります。これが3番目のポイントであります。

以上、その検討のポイント、あるいはポイントへのコメントという各論については、今の段階では、私からご説明するのは控えて、必要に応じてやってまいろうと思っておりますけれども、まずは大きな考え方につきまして、改めてご説明いたしました次第であります。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBICの藤平さんから、JBIC/NEXIの今回のガイドライン改訂に関しまして、大きな考え方といたしますか、これまでも折に触れて説明されてきているも

のだったのだらうと思いますけれども、改めて説明がございました。

ただいまの説明といたしますか、プレゼンテーションにつきまして、何かご質問などございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

発言するという意味ではなくて、NEXIさんからもし補足があればいただきたいと思っております。

【司会】

NEXIからございますでしょうか。はい、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

若干補足させていただければと思っております。

基本的には、今、JBICの藤平さんがおっしゃられたとおりかと思っておりますけれども、まず最初に、私どもからこの場をかりてということになるのですが、非常に限られた時間で、しかも年度末という非常にお忙しい時期に、私どもからも提案させていただきました検討ポイントとコメントをお出しいただきたいということで、非常に中身の充実した書類をいただきました。そのことに対して、まず御礼申し上げたいと思っております。

いよいよと申しますか、ようやくというか、5回目から改訂論点の本格議論を開始することになるわけですが、私ども、皆様のいろいろなお知恵が入った検討ポイントの整理の表が、次回以降の議論の非常に有意義な資料になるものと確信しております。

これがふさわしい例えなのかどうかというのはちょっとわからないのですが、個人的にこの会合というのは、個人の今の状況と絡んでいるのですが、注文住宅を建てようかという作業にどうも似ているのかなと思っております。最終的には、自分たちが住む器としての家ができればいいということになるのですが、その家をつくっていく過程でいろいろなことを調べるわけです。例えば、今まで我々が住んでいた家というのは、どんな不都合があったのかということ。ほかの家の間取りはどうなっているのだらうということ。今後、自分の家族のライフスタイルはどうなっていくのかということ。あるいは、例えばどうせ住むのであれば、中身も外見も立派なものを使って、よくしていきたいとい

うようないろいろな欲求が出てまいります。家をつくるときには、みんなで意見を出し合って、一つ一つ検討していくというプロセスになるわけですが、それが今回のものに非常に似ているのかなと個人的に思っております。

こういった作業の中で、うちの家族の中でももちろんあるのですが、自分の意見を早くいって、自分の希望を通したいというのが非常にあります。実は我々、今回、コンサルテーション会合の中でも、初回のコンサルテーション会合の後に、2回目に改訂案を出したらどうだろうかということをご提案させていただいたのですが、そのときは、皆様からいろいろご意見をいただきまして、そのご意見を重く受けとめて、2回目、3回目、そして4回目という3回の時間を使いまして、論点の抽出とその整理に時間を使ってきたわけでございます。

そのかいあってといいますか、本当に皆様のご協力を得まして、今回、論点整理表という形でまとまっております。先ほどの家の例でいうと、家をつくっていく上での検討材料がそろったのかなというところかと。改訂というか、ガイドラインに関しては、どんなところを議論していったらいいのだろうというような、そのニーズとか考え方というのがそろったのかなと個人的には考えているところでございます。

先ほど、藤平さんからございました5つの視点ということになるのですが、これは先ほどの家をつくるという例でいうと、何かの道具、例えば大工さんの道具、のこぎりだとか、かなだとか、そういったものになるのかもしれないのですが、こういった道具を使いまして、これから私どもと皆様で集めた、知見のある論点の表を形づくっていくという作業になるかと思っております。

その中で、先ほど藤平さんもおっしゃられていたのですが、いろいろな議論をしていくわけですが、客観的な実効性というところが、1つ非常に大切なところかと思っております。環境社会配慮が充実するということは、やる体制が充実するということはもちろんですが、その前提としまして、JBICさん、あるいは私どものガイドラインを一般の皆様、民間企業の皆様に広く使っていただくということが非常に大切だと考えております。俗っぽい言い方で非常に恐縮ですが、使われて何ぼという言葉あるのですが、JBICさんの融資、あるいはNEXIの保険を皆様にご利用いただきまして、ご利用いただいた皆さんの中で、JBIC/NEXIのガイドラインを利用して、環境社会配慮が何かうまくいったよねという考え方をもっていただけるということが、私どもの見直しの検討というところのインセンティブになっていくと思っております。

環境に関する取り組みということに関しては、各国でいろいろなレベルがあるかと思っ
ているのですけれども、我々は低いところに合わせるということではなくて、先ほど藤平
さんがおっしゃられたのは、そのフロントランナーというポジションにあるのかなと。た
だ、その中でも、多くの人が一歩前に踏み出すと手が届くのではないかというようなと
ころが、NEXI/JBICの今のポジションかと思っております、そういった存在感というか、
そこのところを高められる改訂にするためには、先ほど申しました客観的な実効性とい
うところが1つ大切かと思っている次第でございます。

また次回から議論をさせていただくことになると思いますけれども、引き続きよろしく
お願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

ただいまのJBIC/NEXIからのプレゼンテーション、ご説明に対しまして、何かご質問、
クラリフィケーション等ございますでしょうか。どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

1点質問したいのです。先ほどもOPICの議論になりましたが、この中で他機関と比較す
る場合、ECAとの比較とJBICと同様の業態をもっている他の公的機関との比較という2つ
の比較があると思うのです。JBICとしてECAをヒエラルキーの高いところに置いているの
か。それとも、ECAとJBICと同じようなビジネスを行っている他の公的機関等の比較の重
さの置き方は、どのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

JBIC、お願いできますか。

【国際協力銀行 藤平】

まず、この質問はJBICに対するご質問なのか、JBIC/NEXIということなのか。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

両者です。

【国際協力銀行 藤平】

では、私の後にNEXIさんからお答えがあるということですね。

明確な線引きとか、そういうことではないのですけれども、私の言葉も、実は先ほどの発言の中で、微妙な言い回しをしているところがあって、他の ECAのみしているわけではなくて、「他の場合の公的機関と」といっているところがあります。

もちろん、私どもはNEXIさんとともに ECAでありますので、コモンアプローチとか、他の ECAとの比較とか、こういったところはいうまでもないわけですが、私どももNEXIさんも、いってみれば、エクスポートクレジットを行うエージェンシーという狭い意味での ECAというわけではない部分があるわけです。私どもも投資金融があったり、NEXIさんもそれ相応のプロダクトがあったりというようなことなので、そういう意味では、他の ECAだけみていけばいいということではないと思っています。

では、それをどの程度、どのような序列をつけているのかということに関しては、これはなかなかきちとは申し上げられないと思いますが、そういう意味では、限界的な事例でいくと、OPICというものをどうとらえるのかということですが、OPICを無視していいという存在ではないと思っています。OPICは、もちろん一部進んでいるところもあるし、こんなやり方をするのかなと思うところもあります。なので、当然OPICに合わせるというアプローチだけではないというか、そういうアプローチではないわけですが、OPICはどうやっているのかということも、私どもにとっての判断材料の1つになるということはいえらると思っております。

以上です。

【司会】

それでは、NEXIからお願いできますか。

【日本貿易保険 佐藤】

基本的には、先ほど藤平さんがおっしゃったことと同じではあるのですが、私どもは、一義的にはまず ECAというのがございます。ただ、類似の業務をしているということで、ご指摘のあったOPICというのがございますので、そういったところも参考にみるということは当然いたします。

短いのですが、以上がそのような回答かと思っております。

【司会】

ありがとうございました。

【日本貿易保険 稲川】

今のNEXIのコメントに付言するのですけれども、ご質問は区分けという話しだと思うのです。まず、私たちとしては、同業他社としての ECAがあって、非 ECAという言い方で一応いわせていただきますけれども、そのほか、JBICさんでいえば金融、NEXIでいえば保険をなりわいとしている方々がいる。公的な方々もいらっしゃるし、民間というのも当然あるということです。ですから、ここで非 ECAといっている文脈が、必ずしも国際的な金融機関、世銀であり、アジ銀でありということには限定されないということがまず1つございます。

それから、考え方というか、どういうところでみていくのかということですが、これは組織でございますから、すべての組織にはポリシーと、実業としてなにがしかのビジネスを行っている上でのルールというものがあるかと思えます。ここは若干複雑ですが、つまり ECAとそうでないもの、それとポリシーとルールという、マトリックスでいうと4つの組み合わせがあるわけです。ルールというのは、何となく同業他社はよく似ている、より近似性があるというのは、どこからみても一緒だと思うのです。逆に、国際金融機関のルールを比べたら、国際金融機関同士のルールのほうが 例えば世銀と米輸銀を比べたとしましょう。じっくり検証はしていませんけれども、世銀とアジ銀さんというのは近似性があるのだろうと。これは多分、どの組み合わせでも、ルールですから近似性というものはあるのだろうと。

その一方で、ポリシーというものがある。ポリシーというのは、その組織のもっているものですから、ルールとは別にして、このようにいきたいのだというポリシーは固有にある。この場合でいうと、むしろ国とか、そういうもののほうが、ひょっとしたら近似性は高いのかもしれないというところがあります。ルールの近似性というのは、みんなで同じようなことをやっているわけですから、近いほうがいいというか、どこでも業界ルールがありますから、なるべく同じようなルールでやろうというものはある。その一方で、ポリシーは似ていればいいのかというと、変な話しですけれども、相撲とプロレスで同じようポリシーでと。それは違うわけです。すごくいいポリシーがあるから、それをそのままもってくればいいのかというと、必ずしも……。検証しなければいけないとか、それは先ほどか

ら佐藤がいつているような客観的な実効性というものがある。移植したけれども、拒絶反応が出るとか、うまくいかないということもあるわけです。

だから、ポリシー的なところというのは、物にもよりますけれども、よくよく検証が必要なのかなと。他と他との移植というのは、十分な検証が要るのかなと思う次第であります。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのお答えでよろしゅうございましたでしょうか。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

はい。

【司会】

ほかに何かご質問等、ございますでしょうか。 特段、皆様方からないということでしたら、JBIC/NEXIからの考え方のご説明とプレゼンテーションは、ここで一たん終了させていただきますということにしたいと思います。

そういたしますと、冒頭にJBIC・藤平さんから、本日の会議の進め方ということでご提案がありましたように、各論点につきましては、次回第5回の会合以降、個別に議論していくという前提で、今回の会合までにそれをなるべく表に出してといいますが、この表に盛り込んで、それをテーブルの上のせるという作業をやっているということでございます。これにつきまして、今、皆様のお手元に何種類かの論点といいますが、検討のポイント等が書かれたペーパーをおもちかと思えますけれども、この中につきまして、ご質問なり、ご意見なりといったようなものを、もう少し時間がございますので、本日、この場で出していただきまして、次回からの具体的な議論の助けにするといいですか、材料にするといいますが、そういう形で残りの時間を使わせていただければと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。 それでは、そのような形で、まず JBIC/NEXIから、その点に関して何かご説明することはございますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

この後やらなければいけないこととしては、次回に向けた段取りという話があるのと、

これから時間の許す限りということになるのでしょうかけれども、今申し上げたような検討のポイント、コメントに対するクラリフィケーション、あるいは、場合によってはご意見ということだろうとは思っております。

おしりに制約があるものですから、次回の段取りについては、しかるべきタイミングで司会の方に、私どもからご説明させていただく時間をとっていただくことだろうと思っておりますが、その検討のポイント、あるいはコメントで、私どもが用意いたしました、私どもで手をかした部分について、何かよくわからないとか、そういったところがあれば、もし可能であれば、質疑応答のような格好でやらせていただければと思っております。皆様方のご意見を踏まえながら対応したいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、ホームページにアップされているものも多いかとは思いますが、きょう、お手元に配られている資料が幾つかあると思います。その内容につきまして、ご説明なり、プレゼンなりといったようなことをご希望の方がいらっしゃれば、先にやっていただければと思うのですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。 ございませんでしょうか。

ということでございましたら、あとはフリーにご質問していただいたり、意見を述べていただいたりという形にさせていただきますが、よろしいですか。 では、あと20分ほどかとは思いますが、その時間でご自由にご質問なり、ご意見なりを出していただければと思います。よろしく申し上げます。どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

藤平さんのこれからの話になるのかもしれませんが、こちら側の論点整理が JBIC/NEXIさんでまとめていただいたものと、これに対して、それぞれについて、とりあえず産業界と NGOからコメントが出ております。それ以外にも、また論点というのが新たにいろいろ出てきておりますけれども、当面、次回、どういう資料整備をされるのかわかりませんが、本格的議論をやる場合、例えば第1ページ目のところでコモンアプローチ、ECAにおいてというような検討ポイントが1つありまして、これに対しての JBIC/NEXIさんのコメント、産業界のコメント、それから NGOのコメント、多分3つ出るのだろうと思うの

です。これを一つずつ議論していくという感じになるのでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今後の段取りの話なので、後でなくて、重要な話だと思っていますので、私どもで、きょうアップデートいたしましたものも、当日配付という格好になっていて、あとは読んでおいてくださいみたいな格好になってしまうので、幾ら次回が本格議論だとしても、ここはご要望があればご説明をという趣旨でこの時間を考えていたのです。その先の段取りと当然リンクしてくる話なので、よろしければ今の段階でお答えしていきたいと思えます。

私どもで今考えているところとして、まず藤井様からいわれたことに直接お答えするよりも先に、今回の第4回の会合に至る前と、実際やってみて、想定がちょっと違っていた部分があって、それは新たな論点が出されたというところでございます。それまでの間、正確に申し上げれば、満田さんがいらっしゃらなくなってしまったのですけれども、満田さんからいただいたものは、私どもでとりまとめた表の中に取り込んでいる。でも、それ以降にいただいた新たな論点のものについては、表の中に取り込んでいない。これはどういう扱いになるのかということ、私どもはいずれ、この新たな論点についても、この表の中に入れていくということはやらざるを得ないのだろうと思っております。

もう既に NGOさんからいただいているものの中でも、検討のポイント、さらにはコメントまでついて出してくださっている提言もありますし、そうでないものもあるわけですが、いずれにしても、いずれにしても、まじめな JBIC/NEXIは、いただいたものに対して、検討のポイントとかコメントというのは、でき、ふできのいかんはあるかもしれませんが、すべてやろうと思っております。その上で、できれば1枚の表ですし、そうならなければ表は2枚ということですが、いずれにしても、新しい論点につきましても、先に進んでいるものと同様の格好のマテリアルはつくるのだろうと思っております。その段取りにつきましても、本会合の最後のところでご説明したいと思えますけれども、まずそういう意味では、もしかすると、次回は2種類の紙ということになるかもしれません。いずれにしても、最後は合流するということを目指しております。

その上で、新しい論点については、お恥ずかしながら、私どもも時間的な制約もあって、検討のポイントすら出せていないものもありまして、こっちをまず当面の課題としてやるということになるので、もしかしたら新しい論点についての本格的な議論をさせていただくのは、実は次回といいながら、次々回かもしれないです。一方で、ファーストトラックに当たる、既に出されている論点については、確かにレディーゴーの状態になりますので、次回からと。その順番については、私どもで、あらかじめ特別な考えをもっているわけではありません。いずれにしましても、皆様方には随分お待たせをしてしまったと思っています部分もありますので、本格的な議論を1項目ずつやっていくということになると思っています。何も考えなければ、表の順番どおりにということになっていくと思います。

これも何か名案があれば、違うやり方もあるのかなと思っておりますけれども、今考えているところは、そういったところでございます。

【司会】

ただいまの回答でよろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

【原子力資料情報室 ホワイトさん】

今、順番どおりでいくだらうとおっしゃいましたけれども、いつ、どの論点、どの検討ポイントを話すか前もって決めるのは非常に難しいと思いますが、場合によって、どうしてもこの議論だけに参加したい方がいらっしゃるだろうと思います。そして、自分の関係ある論点とポイントに参加して、ほかのところに参加しないような事前の報告とか、あり得るでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご指摘はよく理解いたします。いずれにしましても、私どもも試行錯誤でやっています。何が最もいいやり方なのかと。はっきり申し上げて、このやり方だって、やっているスタッフもそうですけれども、初めての人間がほとんどなので。だからといって、リスクヘッジするとかそんなのではなくて、常にどういうやり方が一番いいのかということを考えな

がらやっています。

今、ご指摘のように、あらかじめ何日に、あるいは何回目に、なかなかそんな先の日程まで決めるところも難しいですし、とはいいいながら、何回目ぐらいでどこの議論はやるということをあらかじめ決めたほうがいいというお考えもあると思っています。

ただ、今の段階で、例えばここの中で挙がっている情報公開というところについては、次回、あるいは次々回ですというようなところまで決め打ちするというのが本当にいいのかと思っているところがあって、そこは次回、本格的な議論の口火が切られることになるわけですが、その進捗をみながら、やはりこのやり方ではまずいかなど。あるいは、むしろある一定の部分は切り出して、あらかじめどこかの会合の冒頭にもってくるとか、そういったほうがいいというご意見とかがあれば、恐縮ながらお1人というわけではなくて、皆様方からそういうやり方がいとなってくれば、議論をやっていく過程で、では、このままでいってしまうと、ある 이슈はどうやっても、これから3回目ぐらいになってしまいますね、それではちょっとというようなことがあった場合に、基本的に、頭から仮にやっていくのだとしても、あらかじめ、この 이슈については何回後のところでやりますということを皆様方と相談させていただきながら決めていくというのが現実的かと思っています。

正直申し上げますと、今の段階で、どの 이슈をどのタイミングでやるというように決めるのには早過ぎるかなと思っています。

【司会】

どうぞ。

【原子力資料情報室 ホワイトさん】

今、いつ、何をするか決めるのは無理だろうと思って今の質問をしましたが、1つの提案として、少なくとも次の会議の数週間前に、どこぐらいまで議論しようと考えているかをいただければ、参加したい方に連絡して、都合をつけることが可能だと思います。例えば、この会議で次回、何をするか決めるのは難しいかもしれない。議論はどのようにいくか、まだみていないのだけれども、5回目の会議で、6回目どこまでといえるなら一番いいのですが、少なくとも次の回の2週間ぐらい前に知らせていただければ助かります。

以上です。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

非常に建設的なご意見をいただきまして、ありがとうございます。きょうの段階で、最初に私、きょうは本格的な議論ではありませんといって、くぎを刺してしまったみたいなのところがあるので、きょうの議論というのは、ある意味、盛り上がらないのかなと思いつつも、逆に、ちょっと時間に余裕があるものですから、今までのやり方の反省も含めて、では、次回どういうところを、どういうやり方で、どこまで議論しましょうかというのを、きょう決めるということはあるのだらうと思っています。

毎回毎回、会議の冒頭に、きょうはこんな段取りで私はやろうと思っていますけれども、よろしゅうございますねといって、異論は出ておられないわけですが、福田さんがお好きな言葉の予測可能性という点において、ちょっと問題なきにしもあらずかなと思っています。そういう意味では、今申し上げました、次回はどういうことをやっていくのかということについて、若干事務作業との関係も含めて、場合によっては議論させていただければいいかなと。ここは、はっきりいって、NEXIさんともすり合わせていないので、頭からやっていくのだらうなぐらいに思っていたところですが、そこは時間の許す限り議論させていただきたいと思います。

まず、次回の関係でいきますと、先ほど申し上げました、論点が2種類出てしまっているわけです。今、ダブルトラック状態になっているのですけれども、このダブルトラックを早く1つに戻したいというところがあって、一義的には私どもの作業負荷が一番大きいかなと思いつつも、自分で自分の首を絞めているようなところもあるのですが、少なくとも、新しい論点のところについては、早く今のファーストトラックの論点と同じレベルにもっていきたい。この観点から、皆様方にも協力していただきたいと思っているわけで、いきなり事務的な話になりますけれども……。

論点につきましては、実施状況確認というところから出てくるものというものはあるかもしれませんが、一応この段階で一区切りつけまして、この段階で今までいただいたものをまとめて、これから議論の対象にしていくという認識で共通理解を得た上で、表に載って

いない新しい論点のものについて、事務的な話で、義務ということではないのですけれども、4月16日をターゲットに、皆様方にその検討ポイントをご提出いただければと思います。私どもも16日をデッドラインに作業いたします。

その上で、18日とかそこら辺のタイミングで、またホームページにアップします。そうすると、皆様方は、新しい論点についても、できる限り事前という意味での検討のポイントがおわかりになる。そうすると、その検討のポイントに対するコメントをつくらうと思っただけの方はつくっていただける。そのベースがホームページにアップできますねということです。

さらに、欲張っているわけではないのですけれども、次回の会合の大事な話をいうのを忘れていましたが、今回は5月8日、連休明けを考えております。それとの関係で、検討のポイントに対するコメントを、今度は5月6日 休みだと思うのですけれども までに私どもところに届けていただければ、何とか5月8日の段階では、きょう、皆様方に配付したような席上配付という格好で、新論点についても形の上ではきちっとした紙をご提供できると思っています。場合によっては、何回も何回も作業を強いてしまっているところはあるのですけれども、何とかそこら辺はご協力いただいて、それで5月8日、次回の会合を迎えられないかと思っています。とはいいいながら、ファーストトラックの論点と今回出ている論点では、皆様方の分析とかお考えの深さというのに程度の差があるかもしれないと思っております。

そういったことも勘案し、今回はファーストトラックの論点から議論させていただきたいと思っております。

その先、どこまでやるのかということに関しては、いつものとおり、古くて新しい問題ですけれども、時間的な制約という話と、実質的な議論のバランスをとっていかなければいけない。よく皆様方からご批判いただくのは、時間で切ってしまうと。NEXIさんはわかりませんが、JBICは議論を尽くさないというご批判を浴びることがあります。したがって、そういったことも実はトラウマとしてあるものですから、あらかじめ時間で、例えばある論点については10分間だけ議論しましょうというご提案をすることが、余りいいやり方ではないのかなと思っています。そういうことを考えると、今回はどこまでの議論をやりましょうかと申し上げたところで、結果的に終わらないことがあるだろうと思っています。

とはいいいながら、皆様方に特にご異存がなければ、今回は少なくともファーストトラッ

ク部分については頭からやっていく。どこら辺を目標にするのかということについては、ここで決められれば決めたいと思いますし、次回の5月8日のアナウンスを私どもが申し上げる際に、一応NEXIさんとも相談をした上で、できればこの辺ぐらいいまではいきたいですということアナウンスするのは可能かなと思っております。

これは私の独断で申し上げているので、NEXIさん、あるいはほかの方々のご意見もお聞きできればと思っています。

【司会】

ありがとうございました。

ただいま、JBICからお話がありましたけれども、まず次回、5月8日の木曜日ということで会合の5回目を予定させていただくという方向性でございます。

それから、新しい論点につきましては、なるべく4月16日までに検討のポイント等を出していただければというお話が1つございます。

そして、次の5月8日の会合では、既に今、論点として出されているものについて議論を始めていきたいということが、今、JBICから示されました。もちろん、時間の関係はございますけれども、どこまでやれるのかといったことも含めまして、今のいろいろなご意見を含めて、やり方についてご意見がございましたら発表いただければと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

今、JBICの藤平さんからご説明いただいたように、NEXIとしましても、同様の形で進めていきたいと思えます。

それで、できましたらば、この項目のところの大きいくくりの番号で進めたらどうかと考えますので、その辺のところでご意見を伺えればと考えます。

【日本貿易保険 稲川】

今の青砥の説明に補足ですけれども、2点です。

1つは、番号順に行いたいというところですが、これは前回の原科様ですとか、何人かの方からあったように、この番号が体系立っているのか。議論というのは、やはり体系立てが必要なので、最初に話した話をもう一回後ろのほうで蒸し返したりとかという

のは非常に効率が悪いわけです。何度も同じ話を繰り返ししてくださいというのは効率が悪い。これ、実は最初のページが違うので、お気づきの方もいらっしゃると思うのですが、例えば前回のテキストですと、1番に地球環境の話が入っていたのです。今は採取産業の話になっています。これ、基本はJBICさんのガイドラインの項目順になっています。何ですかといったら、ガイドラインというのはルールブックですから、最初から読んでいくとわかるわけです。後ろをみないとわからないというガイドブックはないわけで、最初に書いてあるものから順々に読んでいくと体系立って理解できる。だから、そういう順番にしてあると。ただ、たまたま地球環境というのが前書きに入っている。だけど、議論として前書きの話は何となくふわふわしている部分もあったりして、皆さんからもそういう意見がありましたので、全く新しい提案だということで、これは思い切って、実は今一番最後のほうに回してあると。それでも議論が成り立つからなのです。基本的には、順番でやりたいというのは、それが一番体系立っているからだ。

2点目ですけれども、藤平さんからファーストトラック、セカンドトラックという言い方だったのですが、ちょっと言い方を変えれば、セカンドトラックというのは、ウエーティングなのです。つまり、この議論をずっとこういうテキストでなぜつくってきたかという、前回、私からいったとおり、共有と納得という形でこの議論は積み上げていきたい。共有というのは何かといえば、一つ一つここに載っているマテリアルというか、インフォメーション的なもの、それが事実なのか、あるいは一般的にいわれている概念なのか、それとも個人の考え方なのかというのをまず峻別していかなければいけない。それぞれがどういうものなのかというのを議論しないと、あたかも事実でないことが事実のようにいわれたら大変なことですし、だれもそう思っていないことが、世界でそういわれていますといわれてしまったら、それはそれでおかしな話なので、そういうものは一個一個何なのかというのを位置づけた上で、だからみんなが、世界でこうだからこうですといわないというのは、先ほどいったとおりですけれども、一つ一つがどういう位置づけのマテリアルなのかを明らかにする。それがこのテキストの中でみている皆さん、あるいはここに参加できていない方、途中から入った方もわかるようにしていくのが、1つ、情報の共有であると。

2点目。ですから、ここにコメントが埋まっていない、あるいは検討ポイントがない論点というのは、だれも検証していない、誤解のないようにいえば、だれもわからない考え方、アンノーンな考え方がある。それは議論のしようがないわけです。ですから、そこを

尽くして、すべて出そろった上でそれは議論のトラックの順番に入っていける。例えば、今はそういうものはないのですけれども、例えば2番目に議題で入っているものが全然埋まっていない。そうしたら、それは飛ばしてやるしかないのかなと。ですから、先ほど藤平さんから期限を決めてやっていくというのは、なるべく順番どおりに体系立ってやりたいと。ただ、中身がないところでやおら議論しても、共有も納得も深まらないということで、それは残念ながら後刻に回すというところが1つあるのかなということでございます。

あと、さっき藤井様から、議論の仕方というところもあったのですけれども、これも別段、これから皆さんで話していけばいいことかと思うのですが、別に検討ポイント1、2、3という一つ一つの項目ごとに、こういう意見がありました。皆さんどうでしょうかというやり方はどうかなと私個人的には思うわけです。もうそういう段階ではなくて、幾つかの検討ポイント、さらにそれにつながるコメントをみて、皆さん複眼的な、きょうも非常に幅広いというか、広い視野からのもの、あるいは深く掘り下げた意見、いろいろ出ています。私どもが一番感心しているところではあるのですけれども、議論が非常に深まってきている。そのテキストに基づいた考え方を述べていくと、その中でこれは事実ではないのではないかとか、いわゆる情報の共有の中で、これはどういう考え方なのか、学説なのか、個人の考え方なのかといったところはただしていくところを詰めるのと、もう1つは、やはりその考え方には納得できませんというものはあるわけです。

ただ、そこはどれだけ突き詰めても、結局のところ、立場が違う、思想が違うというのを、別にここで全員が1つの考え方になるという趣旨でもないのでしょうかから、おおむね述べていけば、そこはとじなくてもいいのかなと。つまり、一通りいって、どっちがいっぱい発言しましたとか、ディベートではありませんので、黒白つけようではないかということではなくて、このコメントに対する一人一人の認識がおおむね出たら、ある程度意見が出そろったら、それはクローズしていくのかなと。その上で考え方というのは、また私どもから提示していくのかなと。そこでまた議論を深めていけばいいということでありますので、ワイトさんの考え方に沿えるかどうかわからないのですけれども、1回やれば、大体3時間で何ページくらい進むのかというのが、今、正直、私たちは全然読めない。1個のところでは延々とお話が始まってしまって、終わりませんという話になったら、30回くらいかかってしまうかもしれないし、進みようによっては、何番はいつごろ来るのかなと。ワイトさんがご提案されたのが何回目に来るのかというのは、1回やれば多分わかると思います。次はこの辺まで行きましょうと。中途半端に切れる 이슈 だったら、きょうは

ここまでにしまちょうとか、飛び番のものを、ちょっと飛びなのでやりましょうかという形でやっていくのかなと。そうすると、ワイトさんのご懸念というのにも、早ければ次回、遅くとも次の回ぐらいにはこの辺ですという話もできるのかなと思ったりする次第です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【WWF Greater Mekong Programme 安田さん】

今の話にも関連するのですけれども、次の次の回でディスカッションをした時点で、全体で出ているものをみて、大体どれがいつぐらいなのかというのを、後で変わっても構わないので、出していただくと非常に助かります。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今の安田さんのお話に関して、どこまできちとしたものができるかどうかかわからないのですけれども、次回の議論を踏まえて、流れをみながら、私どもとして何ができるか、どこまでできるかということ考えた上で、次回の議論の最後の段階で、何かそこら辺のオリエンテーションができるようにちょっと考えていきたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。

ほかに、今後の進め方などに関しましてご意見、もちろんその中身に関するご意見、ご質問等でも結構でございますけれども、何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。藤井様、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

先ほど、コメントは5月6日までにくださいと。そうすれば席上配付いたしますというお話しだったのですけれども、5月6日というのはちょうど休みなので、次の日の7日だと、席上配付はもうだめということになるのですか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

私が申し上げておきながら、事務的なところが詰まっていなくてあれなのですけれども、1つ前提があると思うのです。いってみれば、いただいているコメントが、何も加工しないで、そのままぱっと載せられる内容のものであれば、最悪でもコピー・アンド・ペーストという格好であって、それほど作業に集中しなければ、7日の朝一に着いていれば何とか間に合うかなと。

ですから、私が先ほど申し上げながらも、もしかしたら結構脳天気な提案をしているのかなと思っていたのですけれども、条件はつくと思います。今申し上げているのは、検討のポイントに対するコメントなので、5月7日の朝一の段階でJBIC/NEXIに着いていれば、しかもそれがそのまま私どもの表の中にぽこっと埋められるような形式及び内容 どちらかというと形式ですね になっていれば、何とかできるかなと思っています。

ホームページにアップする必要はなくなるので、いただいたものをホームページにアップするという事はないものですから、席上配付用の紙をまずしっかりとしたワード文書の中に入れておく。その必要部数をコピーするという事ですから、何とかなるかなと思っています。ホームページにアップするという事になると、別の制約があって、何日間か欲しいとかというような話になってきてしまうのですけれども、マテリアルとして準備するという事であれば、7日の朝の時点でいただければ組み込みたいと思います。

別にいいかげんな物の言い方をするつもりはないのですけれども、検討のポイントというのを出していただくのはもちろん非常に重要です。ですけれども、出していただけないからといって議論に参加できないとか、そういうことでもないので、検討のポイントを出したではなくて、コメントをいただいたほうがはるかにベター、ファーベターであることは間違いないのですけれども、そこは皆様方もお忙しい中で作業をされるということであ

りますから、ベストエフォートベースでということになると思います。ただ、期限は5月8日のことを考えた場合は、5月7日の朝一の段階でいただけているということをご理解いただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【WWF Greater Mekong Programme 安田さん】

今の点で確認ですが、出した提案について、例えばポイントさえ出していれば、検討ポイント及びコメントがもし埋まっていなくても、それはまたその場で議論されるということでしょうか。といいますのは、実はこの検討の初めに論点を出しました。それで検討ポイントを出しまして、コメントというところで、正直いって、自分で出した論点と自分で出したポイントでどうやってコメントすればいいのかというのは非常に悩みまして、出せなかったという現状があるので、コメントというのは、どちらかというとほかの方がみていただいて、それはそうなのではないのとか、質問的なことになるかなと思って、その辺が自分の中で理解が不足しておりましたので、それで出せなかったという状況があります。なので、今の段階で、私たちはポイントまでは出しているんで、それで構わないのでしょうかという質問です。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

それで構わないのでしょうかというご質問に対しては、それで構いませんというか、それでは困りますということをお願いするわけにはいかないと思っています。つまり、書けないものを書いてくださいということはやらないだろうと思っています。

ですから、もちろん可能な範囲で書いてくださいと。それはあくまでも、私どもがもう既に出している検討のポイントへのコメント。これは自問自答なところが結構多いわけです。私どもも変だなと思いつつやっている部分がないわけではないのです。私どもの検討のポイントに対して、皆様方からむしろ、そのポイントに対しては、私どもとは違う考

え方のコメントがあるだろうと。そういう想定に立っているところがある。

ただ、私どもが、どちらにしても事務局的な格好でこの会議を運営していく中で、繰り返しますけれども、まじめな JBIC/NEXI は、自分たちの出している検討のポイントについてもコメントを出した上でコメントを求めるのが筋だろうと思っているわけです。なので、自問自答に対してもちゃんと答えを出しているということなので、検討のポイントはいただいているわけですから、皆様方がこのやり方に全然ついてこられていないわけではないわけで、自分の出した検討のポイントに対してコメントするというのは、何となく変だよねというお考えというのはわからなくもない。いずれにしましても、いただいた検討のポイントに対しては、私どもは多分コメントを返すということにはなるのでしょうから、ブランクということにはならないのだろうなと思っています。

いずれにしても、そのように自問自答になる格好でのコメント、さらには人が出されたポイントに対してのコメント。どちらかという、こっちのほうが重要かと思っているのですけれども、そういったところに関して、ベストエフォートベースということですので、オブリゲーションではないです。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間も近づいてまいりましたので、このあたりで締めさせていただきます。

最後に、念のためもう一度確認させていただきますが、次回の第5回会合は5月8日ということでございます。時間、場所は改めてホームページ等でもご連絡いたしますが、場所はまたJBICに戻るということでよろしゅうございますね。時間はまた通常どおり1時半からということでよろしいでしょうか。どうぞ、説明をお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

次回についてのお話しです。

5月8日、木曜日。ちょっと間があいて申しわけないのですけれども、連休があったからということではなくて、私とか一部の人間が4月に国際会議が1週間あるとかということがあって、どうしても開けないということがあります。それなので、恐縮ながら、今回と次回は間があいてしましますが、むしろその先は間を縮めたいと考えているのが本音で

あります。現時点でアナウンスするのは、場所も完全に確保されていないので、あれなの
ですけれども、その次は5月後半というもくろみで考えております。いずれにしましても、
5月8日は私どもの9階の講堂です。

それから、これまでの議論の中で、NGOさんを初め、質問を幾つかいただいております。
例えば、その質問についても、この論点整理の該当項目になったところで、私どもからご
説明するということを極力やってまいろうと思っています。例えば、以前、福田さんから
いただいた、私どもが実務として国際基準というものをどのように取り扱っているのかと
いうことについて、どうしても概念的なご説明になってしまうかと思うのですけれども、
その説明については、私の予想でいけば、国際的基準取り扱いというところは、次回の本
格的な議論の中で比較的新しいほうというか、若いほうの番号になっていますので、多分、
次回、その本格議論の中で触れることができるだろうと思っています。

なので、私どもとして、いただいた質問に対して、しかるべきタイミングでお答えする
ということは常に心がけております。その上で、あえて申し上げますけれども、必要な場
面というときに、ご質問ももう一回リマインドというつもりでいただければ、ちゃんとお
答えしてまいりたいと思っています。

以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、これをもちまして第4回のコンサルテーション会合
を終了させていただきたいと思っております。また次回、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。